

基本項目の3点を承認

9月6日に基本項目の3点（方式、名称、事務所の位置）について、検討委員会からの答申に基づき10月8日、五泉市総合会館で第3回合併協議会を開催しました。

方式については「新設合併」、新市名は「五泉」「村松」の名前を含めた公募(県内)で決定し、新市の事務所の位置については、新庁舎建設までは、「現五泉市役所」を本庁舎としました。

また、行財政調整方針案（その2）が承認されました。

基本項目検討委員会

について

7月23日の第2回合併協議会において、基本項目（方式、名称、事務所の位置）を検討する委員会を設置することに決定しました。

委員構成を協議会の役員、両市町の議会の副議長、合併に係わる常任委員会の委員長及び両市町の議会が選出する議員各3名、学識経験委員1名の合計15名とする「五泉市・村松町基本項目検討委員会」を8月6日に設置しました。

第1回委員会を8月11日、第2回を8月23日、第3回を9月6日に開いて、慎重に協議を重ねました。

その結果、報告書が9月6日、委員長から合併協議会長に提出されました。（2ページ参照）

委 員													副委員長	委員長	役職名
岡田 伸夫	川瀬 圭介	小出 雄士	松尾 了一	石黒 俊雄	相田 豊	伊藤 勝美	小島美代治	高野 眞資	阿部 周夫	後藤 寛	星 孝子	五十嵐 基	林 茂	阿部 定正	氏 名
共通	村松町						五泉市						村松町	市町	
新潟県市町村合併支援課長	議会運営委員長	福祉文教常任委員長	建設商工常任委員長	総務農林常任委員長	議会副議長	町長	議会議員	議会運営委員長	厚生経済常任委員長	総務文教常任委員長	議会副議長	市長	議会議長	議会議長	備考

五泉市・村松町基本項目検討委員会委員

（敬称略）

報告内容

主な協議内容

○報告第5号

五泉市・村松町合併協議会
基本項目検討委員会設置規
程の専決について

基本項目検討委員会の設置や事
務、組織などについて定めたもの
です。

基本項目の3点について、協議

を行い、検討委員会の答申を受け
て、決定しました。

○議案第6号

合併の方式について

合併の方式については、協議の
結果、「新設合併」となりました。

○議案第7号

新市の名称について

新市の名称については、「五泉」、
「村松」の名前を含めた県内での
公募により、一番多い応募名を新
市の名称とすることになりました。

○議案第7号の2

新市の名称の公募要項につ
いて

協議の結果、次のとおり承認さ
れました。

①資格

県内に住所を有する人で、1
人1点

②周知手段

・合併協議会だより、合併協議
会ホームページ、関係市町の
広報紙への掲載

・応募チラシを各世帯1枚配布
・五泉市役所・村松町役場窓口
に応募チラシを配置

③応募方法

専用はがき又は官製はがき、
FAX、Eメールで、所要事項
を記入

④締切

12月5日(日)まで

※郵送の場合は、当日消印有効

○議案第8号

新市の事務所の位置につい
て

新市の事務所の位置については、
「現在の五泉市役所」を本庁舎と
することになりました。

新庁舎については、適地(中間
付近)に住民が要望する施設を建
設したうえで、(合併後10年以内
に)併設することになりました。

○議案第9号

行財政調整方針案(その2)
について

新市の行財政制度は、3つに分
けられ調整されます。今回は、村
松町のサービスが高い、または町
民の負担が低い制度について、調
整方針案を協議しました。

その結果、原案のとおり承認さ
れました。(3ページ表1参照)

検討委員会答申文

平成16年9月6日

五泉市・村松町合併協議会
会長 五十嵐 基 様

五泉市・村松町基本項目検討委員会
委員長 阿部 定 様

先般、付託されました基本項目について検討を行いましたので、下記のとおり
報告いたします。

記

1 合併の方式

新設合併とする。

2 新市の名称

- ・五泉・村松を含めて公募とする。
- ・公募地域は新潟県内とする。
- ・選定基準、方法は法定合併協議会で協議すること。

3 事務所の位置

- ・合併後10年以内に五泉市、村松町の中間付近に新庁舎を建設する。
- ・新庁舎建設までは、現五泉市役所を本庁とする。
- ・新庁舎建設の財源は、法定合併協議会で協議すること。
- ・新庁舎の土地は、先行取得すること。



検討委員会の結果を報告(9月6日)

表1 今回承認された行財政調整方針（その2の一部です）

項 目	現 況		調 整 方 針																																								
	五 泉 市	村 松 町																																									
合併処理浄化槽等設置整備事業(追加)*	補助金額 5人槽 354千円 6～7人槽 411千円 8～10人槽 519千円	補助金額 5人槽 288千円 6～7人槽 333千円 8～10人槽 423千円	五泉市の制度を適用する。																																								
基本健康診査	30歳未満 対象外 30歳以上40歳未満 自己負担 1,500円 40歳以上70歳未満 自己負担 800円	30歳未満 自己負担 1,000円 30歳以上40歳未満 自己負担 1,000円 40歳以上70歳未満 自己負担 1,000円	村松町の例により合併時に調整する。																																								
肝 炎 検 診(追加)*	①肝炎ウイルス一次検診(集団) 40歳以上 自己負担 400円 ②肝炎ウイルス二次検診(医療機関) 40歳以上 自己負担 1,500円	①肝炎検査(集団) 40歳以上 自己負担 800円 ②肝炎検査(医療機関) 40歳以上 自己負担 1,800円	村松町の制度を適用するが、一次検診の自己負担額は600円とする。																																								
前立腺がん検診(追加)*	50歳以上の男性 自己負担 700円	な し	五泉市の制度を適用する。																																								
金 融 制 度	中小企業不況対策特別資金 貸付限度額 2,000万円 運転資金 10年(据置1年含む) 金利1.9%(信保付1.4%) 85カ月以上2.2%(信保付1.7%)	不況対策特別資金 貸付限度額 5,000万円 運転資金 10年(据置1年含む) 設備資金 15年 運転・設備資金 15年 金利2.45%(信保付1.95%)	下記のとおり統一する。 <table><tr><td>資金使途</td><td>貸付限度額</td><td>利 率</td><td>期 間</td></tr><tr><td>運転資金</td><td>2,000万円以内</td><td rowspan="2">五泉市の利率を基本に調整する。</td><td>10年以内</td></tr><tr><td>設備資金</td><td>3,000万円以内</td><td>12年以内</td></tr></table>	資金使途	貸付限度額	利 率	期 間	運転資金	2,000万円以内	五泉市の利率を基本に調整する。	10年以内	設備資金	3,000万円以内	12年以内																													
資金使途	貸付限度額	利 率	期 間																																								
運転資金	2,000万円以内	五泉市の利率を基本に調整する。	10年以内																																								
設備資金	3,000万円以内		12年以内																																								
水 道 料 金	<table><tr><td>口径</td><td>基本料金</td><td>水道料金(1㎡当たり)</td></tr><tr><td>13mm</td><td>1,300円</td><td>1㎡～10㎡まで130円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>1,300円</td><td>11㎡～20㎡まで133円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>1,800円</td><td>21㎡以上 160円</td></tr><tr><td>30mm</td><td>3,000円</td><td></td></tr><tr><td>40mm</td><td>5,600円</td><td></td></tr><tr><td>50mm</td><td>9,800円</td><td></td></tr></table> 臨時用 口径別1㎡につき 200円 浴場営業用 基本料金充当 1㎡につき40円 上記の使用料金に消費税が加算される。 (10円未満切捨て)	口径	基本料金	水道料金(1㎡当たり)	13mm	1,300円	1㎡～10㎡まで130円	20mm	1,300円	11㎡～20㎡まで133円	25mm	1,800円	21㎡以上 160円	30mm	3,000円		40mm	5,600円		50mm	9,800円		<table><tr><td>口径</td><td>基本料金</td><td>水道料金(1㎡当たり)</td></tr><tr><td>13mm</td><td>1,200円</td><td>11㎡～ 30㎡まで115円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>1,600円</td><td>31㎡～100㎡まで125円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>2,480円</td><td>101㎡以上 140円</td></tr><tr><td>30mm</td><td>3,550円</td><td rowspan="3">但し、浴場用水量料金 11㎡以上 60円</td></tr><tr><td>40mm</td><td>6,390円</td></tr><tr><td>50mm</td><td>9,420円</td></tr></table> 上記は消費税込みの料金。	口径	基本料金	水道料金(1㎡当たり)	13mm	1,200円	11㎡～ 30㎡まで115円	20mm	1,600円	31㎡～100㎡まで125円	25mm	2,480円	101㎡以上 140円	30mm	3,550円	但し、浴場用水量料金 11㎡以上 60円	40mm	6,390円	50mm	9,420円	水道料金については、当分の間、現行のとおりとする。
口径	基本料金	水道料金(1㎡当たり)																																									
13mm	1,300円	1㎡～10㎡まで130円																																									
20mm	1,300円	11㎡～20㎡まで133円																																									
25mm	1,800円	21㎡以上 160円																																									
30mm	3,000円																																										
40mm	5,600円																																										
50mm	9,800円																																										
口径	基本料金	水道料金(1㎡当たり)																																									
13mm	1,200円	11㎡～ 30㎡まで115円																																									
20mm	1,600円	31㎡～100㎡まで125円																																									
25mm	2,480円	101㎡以上 140円																																									
30mm	3,550円	但し、浴場用水量料金 11㎡以上 60円																																									
40mm	6,390円																																										
50mm	9,420円																																										
水道設計審査手数料	1件 5,000円	1件 500円	1件 1,000円とする。																																								
水道工事検査手数料	1件 8,000円	1件 1,000円	1件 2,000円とする。																																								
道路占用申請手数料	1件 3,000円	な し	五泉市の制度を適用する。																																								
下 水 道 使 用 料 (右記の使用料金に消費税が加算される)	<table><tr><td>用途区分</td><td>汚水の排除量</td><td>金 額</td></tr><tr><td rowspan="4">一般汚水</td><td>基本料金(1ヵ月につき)</td><td>10㎡まで 1,200円</td></tr><tr><td></td><td>11㎡から30㎡まで 140円</td></tr><tr><td>超過料金(1㎡につき)</td><td>31㎡から100㎡まで 145円</td></tr><tr><td></td><td>101㎡以上 150円</td></tr><tr><td>浴場汚水</td><td>1㎡つき</td><td>85円</td></tr></table>	用途区分	汚水の排除量	金 額	一般汚水	基本料金(1ヵ月につき)	10㎡まで 1,200円		11㎡から30㎡まで 140円	超過料金(1㎡につき)	31㎡から100㎡まで 145円		101㎡以上 150円	浴場汚水	1㎡つき	85円	<table><tr><td>用途区分</td><td>汚水の排除量</td><td>金 額</td></tr><tr><td rowspan="4">一般汚水</td><td>基本料金(1ヵ月につき)</td><td>10㎡まで 1,178円</td></tr><tr><td></td><td>11㎡から30㎡まで 118円</td></tr><tr><td>超過料金(1㎡につき)</td><td>31㎡から100㎡まで 127円</td></tr><tr><td></td><td>101㎡以上 157円</td></tr><tr><td>浴場汚水</td><td>1㎡つき</td><td>83円</td></tr></table>	用途区分	汚水の排除量	金 額	一般汚水	基本料金(1ヵ月につき)	10㎡まで 1,178円		11㎡から30㎡まで 118円	超過料金(1㎡につき)	31㎡から100㎡まで 127円		101㎡以上 157円	浴場汚水	1㎡つき	83円	五泉市の使用料体系に統一する。										
用途区分	汚水の排除量	金 額																																									
一般汚水	基本料金(1ヵ月につき)	10㎡まで 1,200円																																									
		11㎡から30㎡まで 140円																																									
	超過料金(1㎡につき)	31㎡から100㎡まで 145円																																									
		101㎡以上 150円																																									
浴場汚水	1㎡つき	85円																																									
用途区分	汚水の排除量	金 額																																									
一般汚水	基本料金(1ヵ月につき)	10㎡まで 1,178円																																									
		11㎡から30㎡まで 118円																																									
	超過料金(1㎡につき)	31㎡から100㎡まで 127円																																									
		101㎡以上 157円																																									
浴場汚水	1㎡つき	83円																																									
学 校 給 食	(1)給食費 幼稚園児 月額4,300円 小学校児童・教職員 月額4,300円 中学校生徒・教職員 月額5,000円 幼稚園職員 月額5,000円 給食センター職員 月額4,300円 (2)使用米 県学校給食会の統一米(小・中学校) (コシヒカリ10%・ゆきの精90%) 地元産コシヒカリ100%(幼稚園)	(1)給食費 幼稚園児 月額4,300円 小学校児童・教職員 月額4,500円 中学校生徒・教職員 月額5,100円 幼稚園職員 月額4,300円 (2)使用米 地元産コシヒカリ100% 統一米と地元産米の差額を町が補助。	新市に移行後、新市建設計画により単独校になった小・中学校から、順次、村松町の金額に調整する。 村松町の例により、単独校になった小・中学校から調整する。																																								

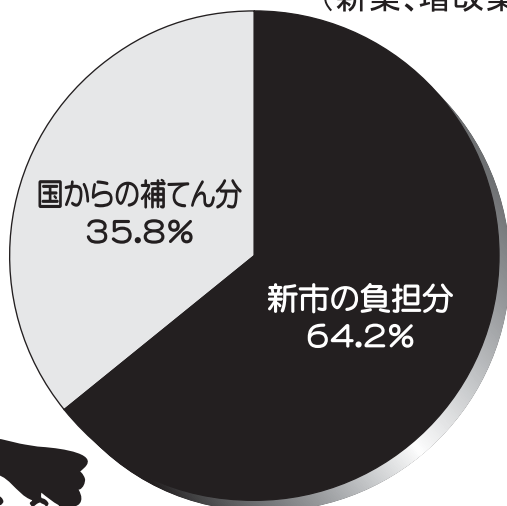
* 印の項目は、任意合併協議会時には協議されていません。

「合併特例債」って得なの？



義務教育施設整備事業債

(新築、増改築時)

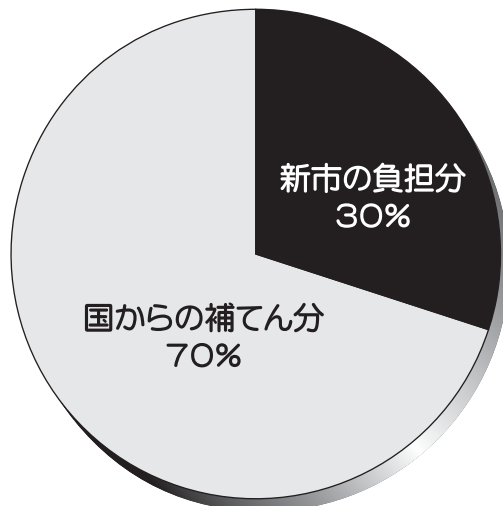


例えば、学校を新築や増改築するときは、義務教育施設整備事業債という地方債を借ります。このお金を借りた場合、約36%を国が地方交付税で補てんしますので、新市が実際に負担するのは約64%になります。

一方、合併特例債を借りたときは、70%も国から補てんされますので、新市の負担は30%と、上記の場合に比べて半分以下になります。そのため、合併特例債は手厚い支援策といわれています。

ですから、同じ事業を行うのであれば、合併特例債を利用した方が大変有利です。

合併特例債



●用語説明

地方債

市町村が事業を行うために必要な経費を調達するための借金

合併特例債

合併後の新市が、まちづくりのために行う事業の経費について、10年間認められている借金

新市の名称を募集します！

新しい市にふさわしい名前をみなさん考えてみませんか。

詳しくは、応募チラシをご覧ください。

◎締切 12月5日(日)

※郵送の場合は、当日消印有効です

〒959-1692 五泉市大字太田1094-1

五泉市・村松町合併協議会事務局

TEL 43-3911 内線302・304

FAX 42-5151

メールアドレス gm-gappei@herb.ocn.ne.jp

ホームページをご覧ください

第3回協議会の議案などを掲載しました。

ホームページアドレス

<http://www15.ocn.ne.jp/~gmgappei/>